

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター職員宿舎等整備事業 に関する基本協定書（案）

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター職員宿舎等整備事業（以下、「本事業」という。）に関して、発注者（以下、「甲」という。）と グループ（以下、「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下、「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、職員宿舎等の設計、建設、工事監理、維持管理及び以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下、「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

第2条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第3条（事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後速やかに、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。
- 2 前項の場合、乙の代表企業 及び建設業務を行う予定の乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の 50% を超えるものとする。

第4条（株式の譲渡等）

乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

第5条（業務の委託、請負）

- 1 事業予定者は、設計に係る業務を に、工事監理にかかる業務を に、維持管理に係る業務を にそれぞれ委託し、建設に係る業務を に請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本基本協定締結後速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理及び維持管

理の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出しなければならない。

- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理又は維持管理に係る業務の委託を受け、又は建設に係る業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

第6条（事業契約）

- 1 甲及び乙は、事業契約を、落札者決定後 60 日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に、甲と事業予定者間で締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙 2 の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 4 乙の構成員について本事業の入札に関し第 8 条各号所定の事由が生じた場合には、甲は事業契約を締結しない。
- 5 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。

第7条（準備行為）

- 1 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

第8条（違約金等）

事業契約締結後において、本事業の入札に関し次の各号の事由が生じた場合、事業契約解除の有無を問わず、乙の構成員は、甲に対して、連帯して、入札金額の 10 分の 3 に相当する金額の違約金を支払うものとする。

- (1) 乙の構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 49 条第 2 項、第 53 条の 3、第 54 条又は第 54 条の 2 第 1 項に規定する審決（同法第 54 条第 3 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

- (2) 乙の構成員のいずれかが、独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 5 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙の構成員のいずれかが独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙の構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法(明示 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第9条（事業契約の不調）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条第 4 項及び第 8 条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

院長 高嶋 成光

グループ

社（代表企業）

代表者

社

代表者

社

代表者

社
代表者

別紙1 出資者保証書の様式(第6条関係)

平成 年 月 日

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター院長
高嶋成光 様

出 資 者 保 証 書

発注者及び 特別目的会社(以下、「事業者」という。)間で平成 年 月 日付けで締結された独立行政法人国立病院機構四国がんセンター職員宿舍等整備事業(以下、「本事業」という。)事業契約(以下、「本契約」という。)に関して、落札者である グループ(以下、「落札者」という。)の構成員のうち、事業者に出資を行った 社、社、社及び社(以下、「当社ら」と総称する。)は、本日付けをもって、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター(以下、「発注者」という。)に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、商法(明治32年3月9日法律第48号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、株であり、そのうち株を、落札者の構成員が保有し、その内訳は、株は社、株は社、株は社、株は社であること。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、株であり、その内訳は、株は社、株は社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、発注者に対して提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約書第 38 条のかし担保期間の経過後まで解散しないこと。但し、発注者が事前に承諾した場合、又は発注者が承諾した第三者が、事業者が同 38 条に基づき負うかし担保責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以 上

社
代表者

社
代表者

社
代表者

社
代表者

別紙2 誓約書の様式（第6条関係）

平成 年 月 日

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター院長
高嶋成光 様

誓 約 書

当社は、本日現在、 特別目的会社の株式 株を、保有しています。当社は、保有する特別目的会社の株式を譲渡する場合には、事前に独立行政法人国立病院機構四国がんセンターに対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、独立行政法人国立病院機構四国がんセンターに提出します。

住所
氏名 社
代表者